

平成 30 年度第 2 回厚木市学校給食センター運営委員会会議録

会議主管課	教育総務部学校給食課
会議開催日時	平成 31 年 2 月 7 日（金）午後 2 時～午後 3 時
会議開催場所	厚木市役所第 2 庁舎 15 階農業委員会会議室
出席者	厚木市学校給食センター運営委員会委員 11 人 教育総務部長、学校給食課職員 10 人
説明者	学校給食課長、学校給食施設整備担当課長

会議経過は、以下のとおり。

1 開会

2 あいさつ 佐藤会長

(15 名中 11 名の出席により会議成立)

3 案件

以下、佐藤会長により議事進行

案件に先立ち佐藤会長より、本日の案件のうち、(2)の「(仮称)厚木市学校給食センター整備事業について」のア及びイの案件については、内容を精査したうえで、今後、公表をする事項であり、「厚木市情報公開条例」第 7 条第 3 号及び第 26 条第 1 号に定める非公開情報に該当する事項に当たることから、「会議等の公開に関する指針」3 及び 4 の規定に基づき、会議を非公開とする旨の提案があり、委員の承認により、一部非公開となる。

(1) 学校給食センター P F I 事業者選定委員会について (資料 1)

事務局：それでは、案件 (1) の説明をさせていただきます。お手元の資料 1 をご覧ください。

新たな給食センターの建設に向けて、学校給食センター P F I 事業者選定委員会につきましては、P F I 事業を推進するため、執行機関の附属機関として、本市の厚木市 P P P ・ P F I マニュアルに従い、設置するものであります。

選定委員会では、P F I 事業に係る事項として、実施方針案、要求水準書案、に関する協議、事業者の選定に関する入札方式の検討、審査方法の確認、契約書案に関する協議、事業者から提出された書類の確認・審査、事業者の選定、評価。審査結果公表事項、方法等の検討、以上を行っていただくもので、市長の附属機関として、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正して定めるものであり、資料 1 の下段、別表 (第 2 条関係) に改正する条例を参考としてございます。

附属機関として、厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会、設置目的は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく学校給食センターの整備を行う事業者の選定について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。委員の数は5人以内としております。

設置目的の法律でございます、「民間資金等の活用による」ことが、プライベート・ファイナンス・イニシアチブと呼ばれ、その頭文字を取ってPFIの名称になっているものです。

また、条例改正の案件につきましては、2月定例会議に諮り、条例改正し、新年度から運用するものとなります。

なお、委員となる方ですが、PFI事業に学識経験が豊富である方、また、建築関係、給食関係について学識経験がある方々に、市の担当所管部長2名を含め5人の委員にお願いする予定としております。

加えて申し上げますと、附属機関は、市長の諮問に答えて報告するもので、今回は、PFI事業の専門的な内容に意見を伺うため、委員会の設置をするものとなります。以上で案件(1)の説明を終わります。

会長：事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問がありましたら、お願いします。

(質問なし)

会長：それでは、「学校給食センターPFI事業者選定委員会について」は、原案のとおり、進めることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「3 案件(2)」が非公開案件のため、事務局の進行により、先に「4 その他」に進む。意見、質問等なし。「3 案件(2)」の審議となるため、会長の進行により、同案件について事務局の説明となる。

(以下非公開案件)

(2) (仮称) 厚木市学校給食センター整備事業について

ア 実施方針(案)(資料2-1)

事務局：それでは、案件(2)(仮称)厚木市学校給食センター整備事業について、ア 実施方針(案)の説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

こちらの資料を3枚おめくりいただくと、(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業実施方針(案)がございます。

表紙から25ページ最後のリスク分担表まで、8項目に分けた内容となっておりますが、抜粋して概要を資料の1ページから3ページまで、4ページ目にこれから事業着手までの事業スケジュール予定、その後に実施方針(案)

項目リストをまとめております。

(以下、資料2-1に基づき、1ページの「事業内容に関する事項」から3ページの「施設の概要」までを説明)

次に、資料4ページ、事業着手までの事業スケジュール予定でございますが、この中で、案件(1)で、御説明いたしました学校給食センターPFI事業者選定委員会の予定が枠で囲んだ部分となりますが、実施方針・要求水準書案の確認が4月中旬、入札説明書等の確認が9月中旬、審査方法等の確認が2020年4月下旬、事業者ヒアリングを5月上旬、事業者選定・審査結果まとめを5月中旬に行っていたいただき、落札事業者の決定をして、事業契約に関する議会承認を得る予定となっております。

以上、説明をさせていただきますが、内容全体としましては、(仮称)厚木市学校給食センター整備計画を反映させたものとなっております。

この中で、事務局として運営の事業期間を他市のPFI事業状況なども参考に15年間を考え、年度末の2038年3月を事業契約の完了としているのですが、事業者の更新時期として夏休み時期を挟む2037年8月を15年の事業契約終了とする提案もありまして、このあたりの時期にも御意見をいただければと思いますので、案の段階で今後の修正もございしますが、よろしくお願いたします。

高 澤：事業契約の完了を、夏休みにするか年度末にするかについての説明があったが、それぞれのメリットデメリットをどのように考えているのか。

事務局：事業終了を年度末とする場合は、学校の運営の学期に併せることができる点では好ましい。現在、単独調理場の委託契約はこの形になっている。夏休みとする場合は、業者が変更になる場合など、準備期間が設けられるので、その点ではよいと考えられる。

大 澤：施設概要の中のその他の区域の中に「調理員用シャワー室」とあるが、どのような使い方をするのか。

事務局：現状のセンターにも設置されているが、調理員が作業後に必要に応じて使用するものです。

河 井：今度、食品衛生法の改正がある。6月には政令・省令が出るので、この場で情報提供をしておく。今後3年の間に、許可、届出の範囲が順次変わっていくので、施設の面で適合したものをよろしくお願したい。

事務局：衛生管理については、実施方針(案)のP2にあるとおり、HACCPの概念を取り入れ、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に適合した衛生管理基準を確保し、これに応じた整備・運営を行っていく。

高 澤：新センターでは、2献立のほかに食物アレルギー対応食も提供するということだが、小・中のセンター給食のバランスというものも考慮して、現小学

校センター受配校においても、新センター稼働と同時期には同程度のアレルギー対応食を提供してもらえるものと考えてもよいのか。

事務局：時期は未定だが、現在、南部学校給食センターで調理している中学校4校分の給食がなくなるため、南部学校給食センターの食数がかなり減る。そうなったとき、まだ、何時とか絶対にやりますというものではないが、いずれは南部学校給食センターを改修し、アレルギー対応食の提供を始めることができないか、取組みを始めている。

会長：それでは、「ア 実施方針(案)」については、皆様方からの意見を踏まえ、進めていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

イ 要求水準書(案)(資料2-2、資料3)

事務局：では、「イ 要求水準書(案)」の説明をさせていただきます。資料2-2をご覧ください。

資料を3枚おめくりいただくと、要求水準書(案)の項目リストをまとめております。こちらにつきましては、現在調整を行っておりますが(仮称)厚木市学校給食センター整備事業 要求水準書につきましては、全体120ページ程になる内容で、抜粋した概要を資料の1ページから5ページまでとしております。

(以下、資料2-2に基づき、要求水準書(案)[概要]1ページから5ページまで説明)

なお、資料3につきまして、食物アレルギー対応について、提示させていただき、事業者からの提案が図られるように考えておりますが、こちらの基本事項についての御意見もいただければと思いますので、内容を御確認ください。

こちらは、原案になりますので、修正も考慮し、精査してまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

高澤：センターから学校へ給食を配送すると思うが、その業務は市と業者のどちらが行うのか。また、異物混入等があった場合の対応はどちらが行うのか。

事務局：PFIの場合は、調理場の設計や建設及び調理、配送まですべてを業者が行う。また、異物混入等の対応は、現在と同じく市の職員がセンターに常駐しているので、そちらに連絡をしてほしい。

竹本：新センターでの食物アレルギー対応食は1日最大70食ということだが、その食数で大丈夫なのか。

事務局：1日最大7,000食規模のセンターとなっており、その最大食数の1%程度ということで想定している。他市の給食センターの状況を見ても、賄えると思

定している。

事務局：小学校の単独校では、現在、食物アレルギー対応食を1日65食程度提供している。食物アレルギーは、年齢が上がるにつれて減ってくることも考えると、この食数で十分対応できるのではないかと想定している。

福原：食物アレルギー対応食については、他の給食よりも手がかかると思うが、給食費は変わってくるのか。

事務局：給食費というのは、食材費に充てられているものであり、人件費等は市の予算から捻出しているため、給食費の金額に関しては他の生徒と同額で変わらない。

会長：それでは、「イ 要求水準書(案)」については、皆様方からの意見を踏まえ、進めていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

5 閉会 佐藤会長

(閉会后、事務局から、各委員に対し、案件の2のア及びイの資料について、「非公開情報」となる旨返却を要請。また、「厚木市学校給食センターの管理運営に関する規則」第7条の「秘密の保持」の規定のとおり、内容を他言されないよう要請)